

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

令和 7 年 1 月

旭 川 市

株式会社ダイイチ

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と株式会社ダイイチ（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における応急生活物資の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲の区域内で災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して、応急生活物資の供給等を円滑に実施することを目的とする。

（応急生活物資）

第2条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（物資供給の要請）

第3条 甲は、災害時において物資が必要なときは、乙に対して「応急生活物資の供給等に関する要請書（別紙様式1）」により供給を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等で要請することができるものとし、その後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

（供給協力の実施方法）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、甲に対して物資を優先的に供給するよう努めるものとする。

- 2 甲が要請した応急生活物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの応急生活物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場所は、別に甲の指定する者が行うものとする。
- 3 甲は、当該引渡場所に人員を派遣し、応急生活物資を確認の上、引き取るものとする。
- 4 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の完了後、速やかに物資供給完了報告書（別紙様式2）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 本協定に基づき、乙が甲に供給した応急生活物資の対価及び乙等が行った運搬の費用については、原則として、甲が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払）

第6条 前条の規定により決定した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、本協定に基づく応急生活物資の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断した時は、甲に対し速やかにその状況を報告し、指示を受けなければならない。

(損害の負担)

第8条 乙は、乙の責めに帰する理由により、応急生活物資の供給に伴い第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第9条 本協定に基づく業務の実施にあたり、従事した者の責めに帰すことのできない理由により、従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙の規定に基づき乙が行うものとする。ただし、乙が災害補償をできない場合においては、甲乙誠意をもって協議する。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に実施されるよう、平時から連絡体制票を作成、相互に交換し、連絡体制を構築するものとする。

(情報の交換)

第11条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(有効期間)

第12条 本協定は、本協定締結の日から効力を生じるものとし、甲乙いずれからも契約満了の3か月前までに文書をもって相手方に対して協定終了の申出をしない限り、その効力は継続するものとする。

(反社会的勢力等の排除)

第13条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に亘っても該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者（以下「反社会的勢力」という。）であること。
- (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってす

るなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

(5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(6) 自らの役員、又は自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを保証する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちに本協定を解除することができるものとする。

4 甲及び乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第14条 甲及び乙は、本協定に関し知り得た相手方の秘密事項につき、厳に秘密を守り、相手方の承諾のない限り、本協定の有効期間において、みだりに第三者（乙の関係会社を除く。）に漏洩してはならない。

2 前項の規定については、本協定の終了後においても適用されるものとする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項、又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年11月19日

甲 旭川市
旭川市長 今津寛介

乙 北海道帯広市西20条南1丁目14番47
株式会社ダイイチ
代表取締役社長 若園清

別紙様式 1

年 月 日

応急生活物資の供給等に関する要請書

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定第3条に基づき、次表の物資の供給を要請します。

株式会社ダイイチ

樣

旭川市長

納品希望日時	月　　日　　時　　分	引渡し場所	
要請担当課	部 (電話)	課 (FAX)	担当者氏名
受領確認者	部	課	担当者氏名

別紙様式2

年 月 日

物資供給完了報告書

旭川市長 様

株式会社ダイイチ

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定第4条第4項に基づき、次表のとおり物資の供給が完了しましたので報告します。

納品日時	月　　日　　時　　分	引渡し場所	
------	------------	-------	--

別表

災害時応急生活物資

分類		品目名
食料品	主食・副食	米、麵類（うどん、そば）、パン類（食パン、菓子パン、調理パン）、弁当、おにぎり、惣菜、レトルト食品（ご飯、おかず類）、缶詰、カップ麺、インスタント食品、
	生鮮食品	肉、魚、野菜、果物類
	調味料類	砂糖、塩、醤油、味噌、化学調味料、食用油、バター、ジャム
	菓子類	ホットケーキミックス、和菓子、洋菓子、栄養補助食品
飲料品	飲料水	ミネラルウォーター
	お茶類	麦茶、緑茶、ウーロン茶、紅茶、コーヒー
	その他	牛乳、ジュース類、ゼリー飲料
生活物資	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、タオル、石鹼、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、洗口液、マスク、生理用品、紙おむつ（大人用、子供用）、お尻拭き、カイロ、液体ミルク、乾電池、粘着テープ、軍手、ライト、ローソク、マッチ、ライター、卓上コンロ、カセットボンベ、箸、スプーン、使い捨てコップ・皿、ゴミ袋、ポリ袋、ラップ、アルミホイル、洗剤、傘、雨具、モバイルバッテリー、充電ケーブル、衣類 等	

※災害時の応急物資は、おおむね上記の品目を基準とし、災害の規模などの状況に応じて調達する。

※災害時の応急物資の品目は、上記の他に甲及び乙が協議の上、その都度指定できるものとする。